



昨年は四月に沖縄振興特別措置法が施行され、それに基づき七月には沖縄振興計画が策定され、九月に分野別計画の同意にまで至りました。したがって、現状は様々な枠組みがかなり組み上がってきたと言えるでしょう。また、依然として在日米軍施設・区域の七十五%が沖縄に存在しており、この負担の軽減は重要です。まずは、現在策定されている枠組みを最大限に活用しながら、新しいアイデアを生み出し沖縄の新世紀を拓くことに私も微力ながら参加させていただきたいと考えています。一口に沖縄振興を進めるといつても、非常に多くの面がある

す発をますくい型民 なもの駐目自

## の そ う け の 社 ら よ 信

ことは、今回の沖縄振興計画の中味を見て良くなっています。沖縄の産業振興をうながすための多様な措置が検討されていますが、その中味は観光振興のように、この地域の特徴を最大限に生かす方策や、情報通

修学旅行生などにテロの影響が出たりするなどの問題もありましたが、日本中の多くの若者が集まって美しい自然を満喫するだけでなく、日本の歴史と二十一世紀のアジア太平洋の進む道を共にしつかり学ぶ日本の道場とな

催され、議長にせMITのジ・H・ローブム・フリードマン教授（ハーベル物理学賞受賞）、副議長にせSalk-Instituteのシドニー・ブレナー教授（ハーベル生理学・医学賞受賞）が就任され、このと伺つて、これまで日本で構想されたことのない徹底した国際性を持つた大学院となることでしょう。

A dense field of red flowers, likely begonias, serving as a vibrant background for the title text.

また、最近、立地も選定された、国際性を持つた世

A close-up photograph of a single, vibrant red rose in the foreground, slightly out of focus. The background is a soft-focus view of many more red roses, creating a lush, romantic atmosphere. The text of the page is overlaid on this image.

# 興への期

待一  
修学旅行生などにテロの影響が出て  
たりするなどの問題もありました  
が、日本中の多くの若者が集まつ  
て美しい自然を満喫するだけでな  
く、日本の歴史と  
二十一世紀のアジ  
ア太平洋の進む道  
を共にしつかり学  
ぶ日本の道場とな  
るべき場所だと思

ですが、これは勿論、沖縄だけの閑じた問題ではありません。沖縄県が二十一世紀に果す役割を誇り高く示して、沖縄と本土の住民が深く互いを知り合い、日本全体において沖縄が果す役割が一層十分に尊重されることを希望します。

済の枠組みが発展していくことは間違はありません。この枠組みの地理的、歴史的中心に位置する沖縄の役割はこれから益々重要性が増して参ります。沖縄振興において、自立型経済の構築に向けた取り組みがいよいよ本格化して、加速度的に進むことを期待していま

現在は、日本全国が長期の経済低迷に大変苦しんでいるときであり、日本全体が新しい産業構造、社会構造の構築を目指して努力を続けて いるわけです。二十一世紀のアジアにおいては、中国、韓国、日本を中心とする大きな社会、経

その1

那覇市おもろまちの新都心地区に建設を進めていた那覇第2地方合同庁舎1号館が完成しました。

1号館は、平成十三年三月の着工以来、鋭意、建設が進められ、本年六月末に完成し、七月下旬から八月上旬にかけて、七官署が入居することになります。

号館、3号館が順次、整備されることになっています。

# 那覇第2地方合同庁舎1号館完成



1号館 場構 所 / 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号  
造 / 鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階  
延べ床面積 / 10,546平方メートル

1号館に続き、2号館、3号館が順次、整備されることになっています。

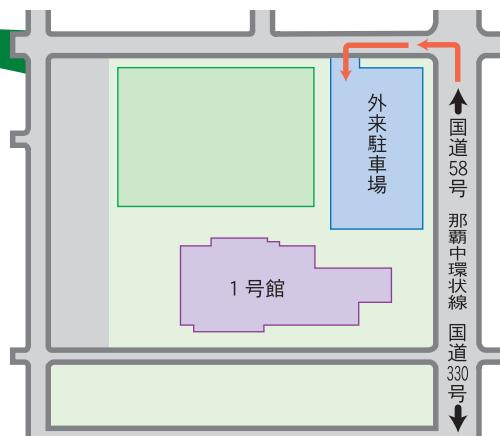
那覇第2地方合同庁舎は、市内に散在する国の機関が入居する施設の老朽・狭隘化を図るため、建

設を進めていくことになります。

1号館は、平成十三年三月の着工以来、鋭意、建設が進められ、本年六月末に完成し、七月下旬から八月上旬にかけて、七官署が入居することになります。



案内図



2号館、3号館完成後のイメージ

## 一 庁舎の紹介

### シビックコア地区における都市環境への寄与

積極的な施設の緑化を行い、近接公園や歩行空間との一体化を図ることで、都市環境整備の先導的な役割を担っていきます。

### 開放性の高い賑わい空間の創出

広場・ロビー等の開放性を高め、快適で賑わいのある空間を創出します。



利用者に開放された広場イメージ

「グリーン庁舎」とは、環境に配慮し、エネルギーを有効に利用する施設のことです。本庁舎の場合、外壁には直射光を遮る日除けルーバーや熱線吸収ガラスが設置されており、室内の空調負荷を低減しています。また壁面を緑化す

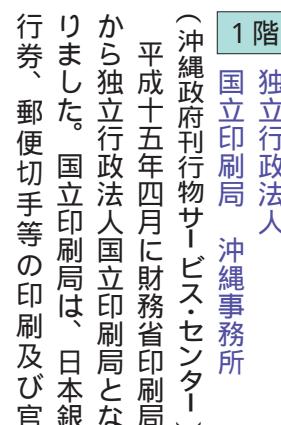
ることで、室内への照り返しを減し、執務環境の向上も目指しています。さらに太陽光発電、中庭による自然通風や自然採光の有効利用、氷蓄熱方式の空調システムの採用、リサイクル水（雨水、中水）の利用など、自然エネルギーを活用しエネルギーの消費を抑えるシステムを取り入れることで、「環境にやさしい庁舎づくり」を行っています。

沖縄の気候・風土の受容と活用

自然の力を活用することにより、環境負荷の低減を図ると共に、快適な執務環境を創出します。



環境に配慮した庁舎



開放的な執務空間

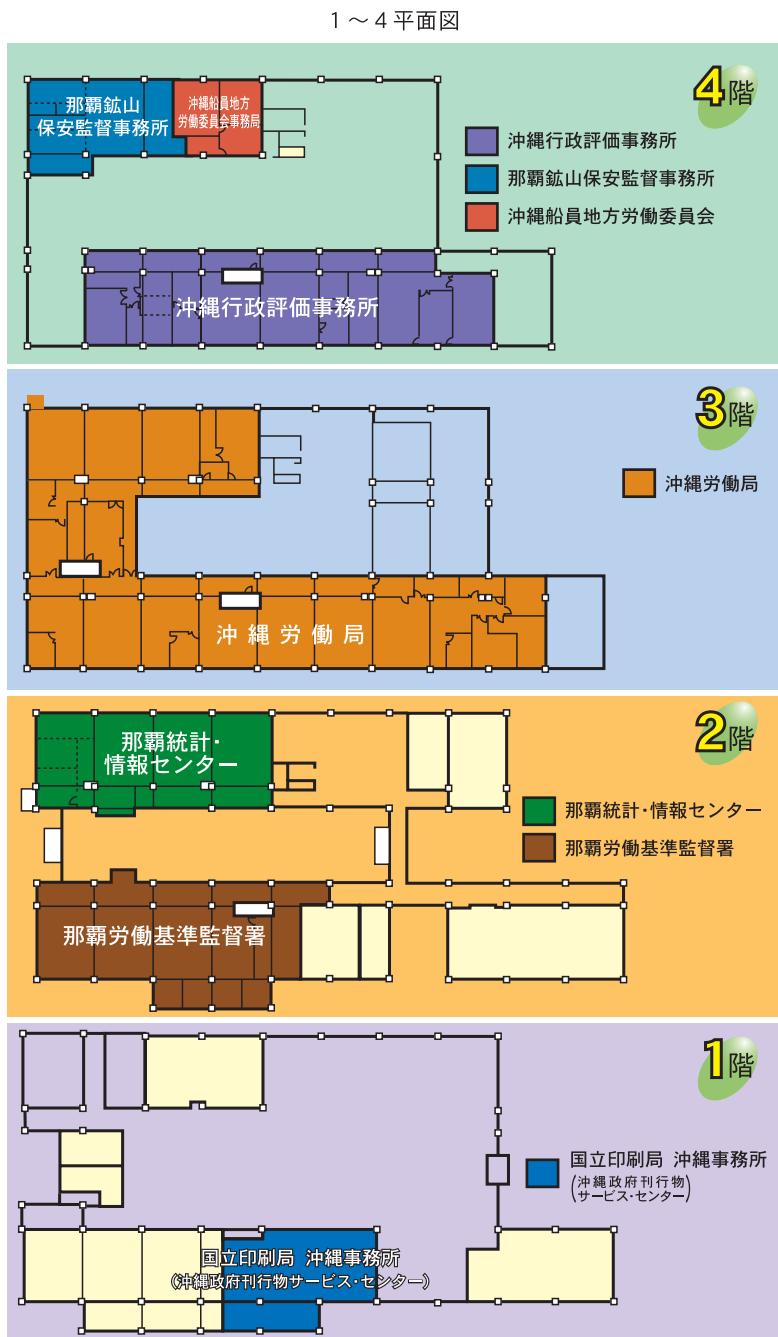
## 二 入居官署の紹介

具体的には、生産地から消費地までカバーするネットワークを活かした情報受発信拠点として、生産者・消費者双方へ積極的に情報を提供・収集することにしています。主な情報業務としては、緊急・重要な政策課題等への対応に関し、市町村・農協や地域のオピニオンリーダー等への情報提供、消費者・生産者の意見、農林漁業現地情報の把握、フィードバック、実施など、農林水産業、農山漁村のIT化の推進等に取り組みます。

また、主な農林水産統計業務と統計調査、農業に関する統計調査、林業に関する統計調査、漁業に関する統計調査、地域環境に関する統計調査を行います。法令全書、職員録、白書等の刊行物の印刷・発行を行っています。

「那覇統計・情報センター」は、農林水産行政の組織再編で農林水産統計業務と、農林水産政策全般にわたる情報の受発信、IT化の推進等の情報業務を担う新たな組織として平成十五年七月一日に「那覇統計情報出張所」から改組されました。

行っています。



4階 男女の雇用機会均等、育児・介護休業等に関する業務

総務省 沖縄行政評価事務所

沖縄行政評価事務所は、総務省の地方支分部局のひとつとして設置され、沖縄県を管轄区域とし、国や特殊法人等の業務について、政策評価・行政評価・監視、行政相談等の業務を行っています。

十村）において、社会経済情勢の変化に即応した労働基準行政を積極的に推進し、労働者が安心して働くよう一般労働条件の確保対策、労働災害防止のための指導、及び労働保険制度の促進などを行っております。

司法事件の捜査  
総合労働相談コーナー 労使間の  
労働紛争の解決  
〈安全衛生課〉  
労働安全衛生に関する届出・申請・報告窓口、労働災害防止指導等  
〈労災補償課〉  
労働保険関係受付業務、労働保

沖縄労働局は、沖縄県地域において、全ての人に働く場を提供し、豊かで安心して働く職場をつくるとともに、雇用の場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、沖縄県の経済社会情勢を的確に捉え、地域の実情に即した総合的な労働行政を積極的に推

# 労働保険の適用・徴収に関する業務

## 《労働基準部》

監督課・賃金室・安全衛生課・労災補償課

労働時間等労働条件の確保改善に関する業務、最低賃金・最低工賃制度の運営等の業務、労働災害防

第一方面・第二方面・第三方面  
事業場に対する監督指導  
労働基準法などに関する届出・

陰料徵收業務、勞動保險給付等  
『業務課』  
會計等內部事務

進しています。沖縄労働局の組織と主な業務内容は次のとおりです。

4階 原子力安全・保安院  
那覇鉱山保安監督事務所

縄が本土に復帰したその日から沖縄の鉱業においても本土の鉱山保安法が適用されることとなつたため、昭和四十七年五月十五日に沖縄県を管轄する通商産業省（現在は経済産業省）の地方支分部局として那覇市に設置されました。

4階 情報公開制度の案内等

情報公開制度の仕組みや開示請求手続等についての案内や情報提供を行つておるほか、政策評価についての問い合わせを受け付けています。

4階 国土交通省  
沖縄船員地方労働委員会

沖縄船員地方労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法等に基づく労使問題の救済・調整機関としての業務のほかに、沖縄総合事務局長の諮問機関としての業務を行つております。

縄県を管轄する通商産業省（現在は経済産業省）の地方支分部局として那覇市に設置されました。平成十三年一月六日の省庁再編により、鉱山保安関係については、産業保安担当部局として、資源エネルギー庁の特別の機関である原子力安全・保安院に移管されました。

二 行政相談

国の仕事などについての苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立の立場から関係行政機関に必要なあつせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、このことを通じて行政の制度及び運営の改善を行つています。

当事務所においては、平成十四年に約三千七百件の相談を受け付けています。

### 三 情報公開制度の案内等

二課から構成されており、業務内容としては、管内鉱山の災害及び鉱害の防止を図るため、自主保安を基本としつつ、鉱山保安法の周知徹底、鉱山保安管理体制の整備・充実、鉱山の保安技術の改善等を重点に保安監督指導を実施し、又、管内鉱山の大半が小規模鉱山のため、きめの細かい保安指導や巡回検査指導を実施するとともに、保安技術職員に対する研修や保安運動の側面的支援等も実施しています。

的に解決するのが最も望ましいことがあります。このため、当事者間の主張を公正な立場で調整し、話し合いによる解決の手助けをしております。

個別労働紛争のあつせん個人と船舶所有者の間で、解

たときには、「あつせん」の申請をすることがあります。このため、当事者間の主張を公正な立場で調整し、話し合いによる解決の手助けをしております。

その他に、不当労働行為の審査と救済、労働組合の資格審査、また諮問機関として、最低賃金にして諮詢を受けた場合、調査審議のうえ答申を行つております。

## 沖縄科学技術大学院大学構想に係る沖縄総合事務局推進本部の設置について

去る5月20日、沖縄科学技術大学院大学構想に関する事業の円滑な推進を図るため、「沖縄科学技術大学院大学構想に係る沖縄総合事務局推進本部」を設置しました。

推進本部は、4月11日の沖縄科学技術大学院大学の恩納村への予定地決定を受け、今後の新大学院大学に係る事業の円滑な実施を支援するため、内閣本府や各行政機関との必要な連絡・調整を行うとともに、沖縄県及び恩納村等からの相談等に、総合的かつ機動的に応じることを目的としています。

推進本部は、沖縄総合事務局長を本部長とし、次長、各部長で構成され、また、開発建設部企画調整官を事務局長とし、各部関係課長で構成される事務局を設置しています。

沖縄総合事務局においては、推進本部を中心として、沖縄科学技術大学院大学設置に向けた施設整備等について、内閣本府、沖縄県、恩納村等と連携を図りながら推進していくこととしています。

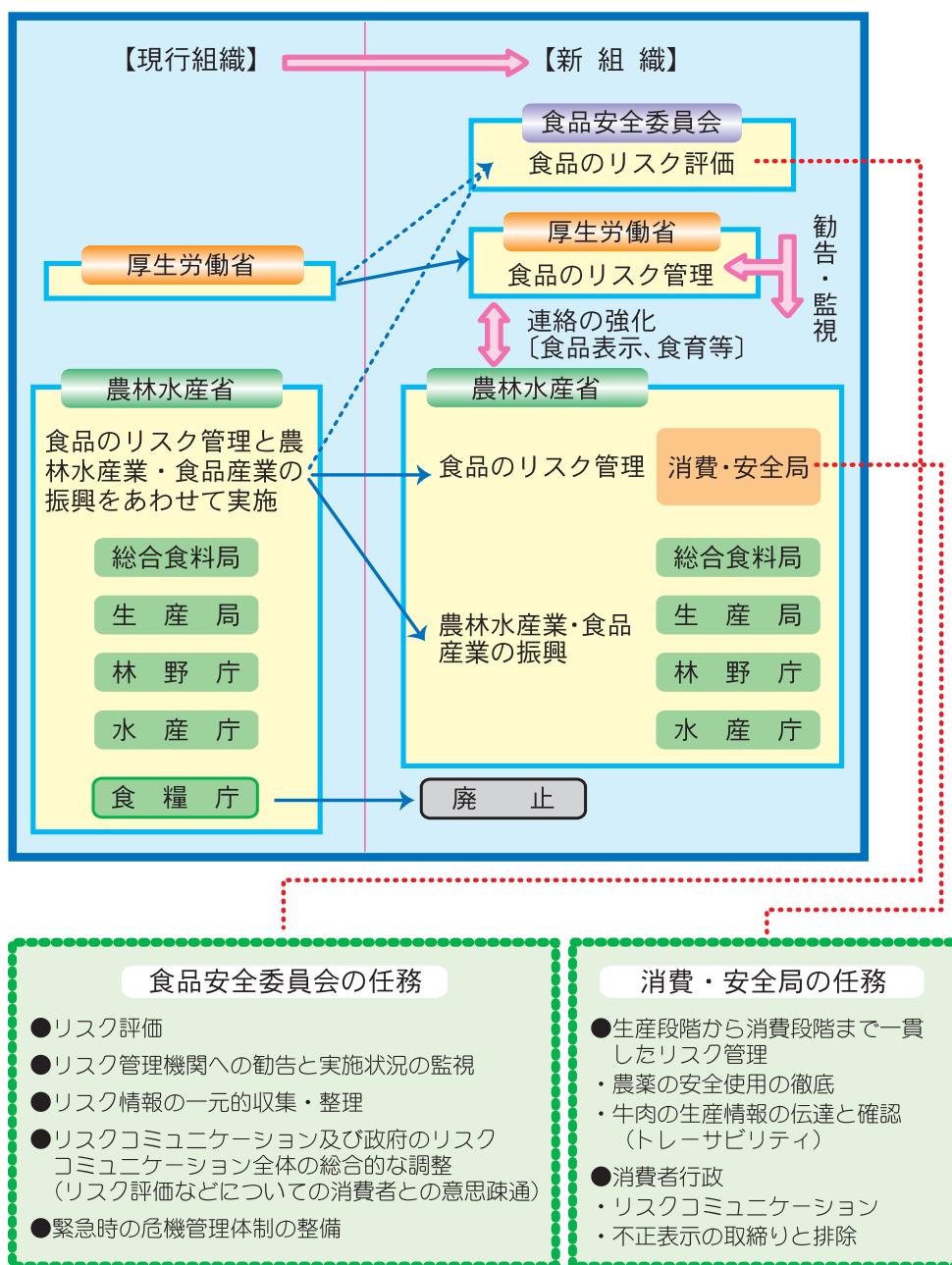
問い合わせ先：沖縄総合事務局総務部調査企画課（☎098-862-2367）

# 農林水產部

り、国民の「食の安全・安心」に対する関心がかつてなく高まっています。」)のような中で、平成十四年六月、食品安全行政に関する関係閣僚会議において「今後の食品安全行政のあり方について」の取りまとめが行われました。この取りまとめにおいては、今後の食品安全行政について、消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律として食品安全基本法(仮称)を制定し、この基本法に則し、食品の安全性にかかわる関連法について検討し所要の改正を行う

消費者の健康保護を最優先に、食品安全行政にリスク分析手法を導入し、食品の安全性に関するリスク評価を行う食品安全委員会(仮称)を内閣府に新

図1 「食」の安全と安心の確保のための行政組織の改革再編案



たに設置し、リスク管理を担当する行政機関についても、リスク管理体制の見直しを図ることなどとされており、政府全体として食品安全行政を大きく見直すこととなりました。

2

## 農林水産省の組織再編に

～本省・地方組織を通じた食品安全行政の確立  
～リスク管理体制の強化～

環境への国民の意識・関心の高まりに応えるため、農林水産分野に対するための体制整備

農林水産分野をめぐる環境変化

日常生活に欠かせない食料の安定供給の確保のため、総合食料局において、食料品や農産物の安定供給政策とともに、主要食糧（米麦）に関する業務を一體的に行います。

特に、米政策改革大綱の具体化を推進し、国民の主食である米の安定供給を確保します。

食品安全委員会の発足など、政府全体での食品安全行政の見直しに対応して、農林水産省においても食品のリスク管理（～）を適切に行うため、本省・地方組織を通じ、食品のリスク管理を行う体制を強化します。

食料の安定供給の確保のための取組の強化

農林水産分野の国際問題の広がりや国内施策への影響の増大に対処するため、農林水産行政全体の見地から国際問題に取り組みます。

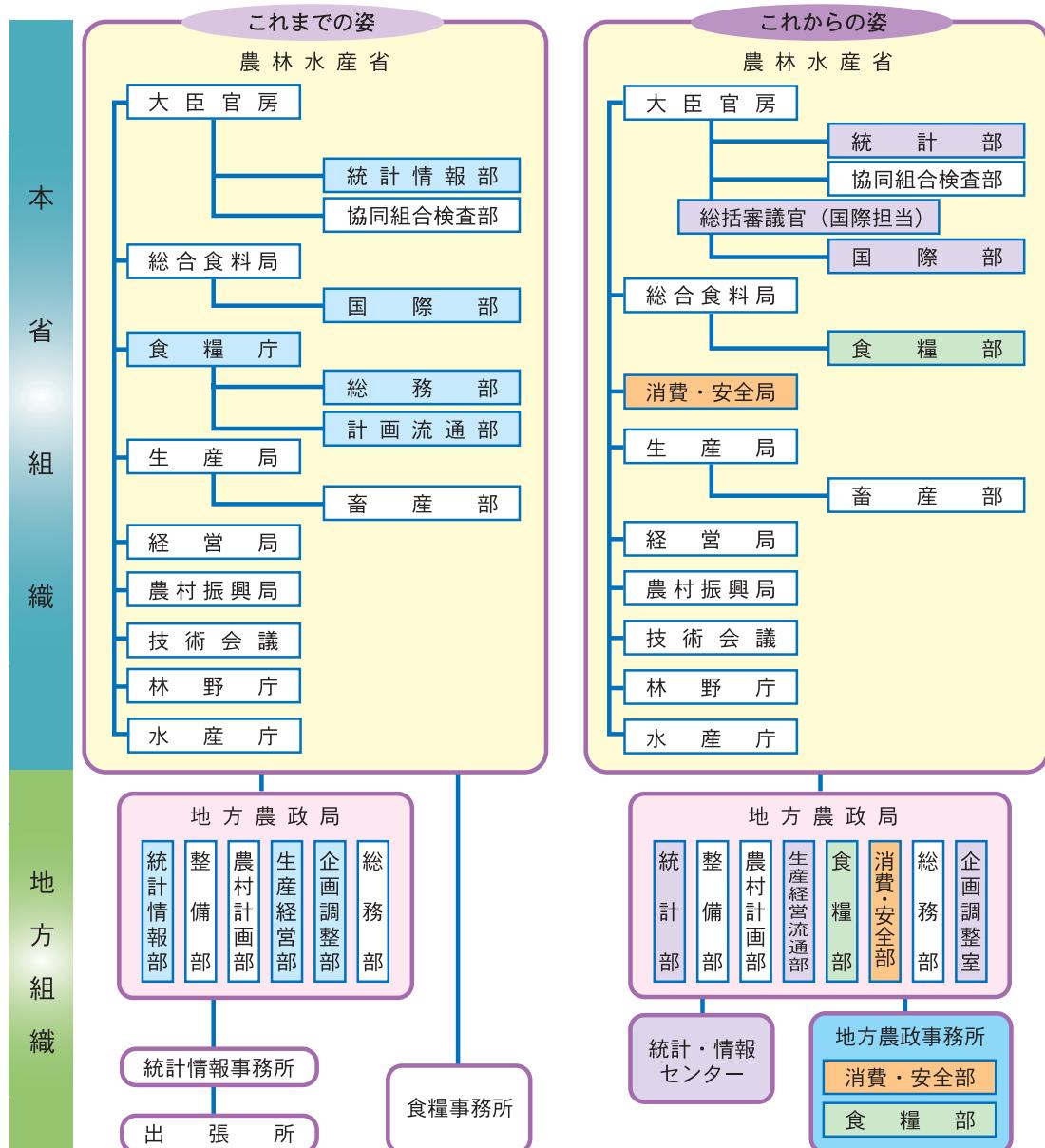
農林水産行政や食品安全行政に関する情報の受発信に関する体制を整備します。

野における環境政策への取組を強化します。

農林水産行政や食品安全行政の影響を及ぼす危険性を低減するための措置のこと。

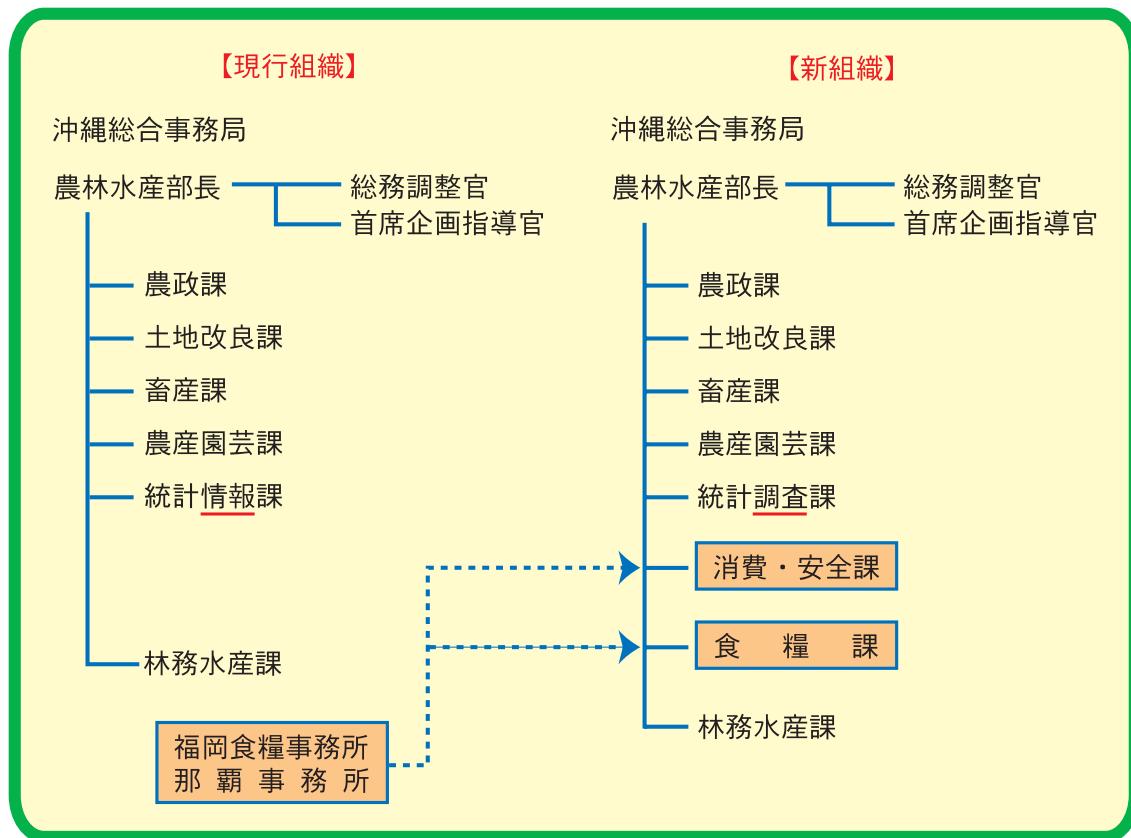
たとえば、BSLに関し牛の危険部位の除去を命令したり、農薬の使用基準を設定したりします。

図2 新旧組織の比較図



※組織の詳細については、農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/www/maff/orgstart.html>)をご覧下さい。

図3 沖縄総合事務局農林水産部組織図



沖縄総合事務局農林水産部の組織再編について

も、全国的な組織再編の動きに合わせ、新たに消費・安全課と食糧課が新設されるとともに、統計情報組織の再編等が行われました。

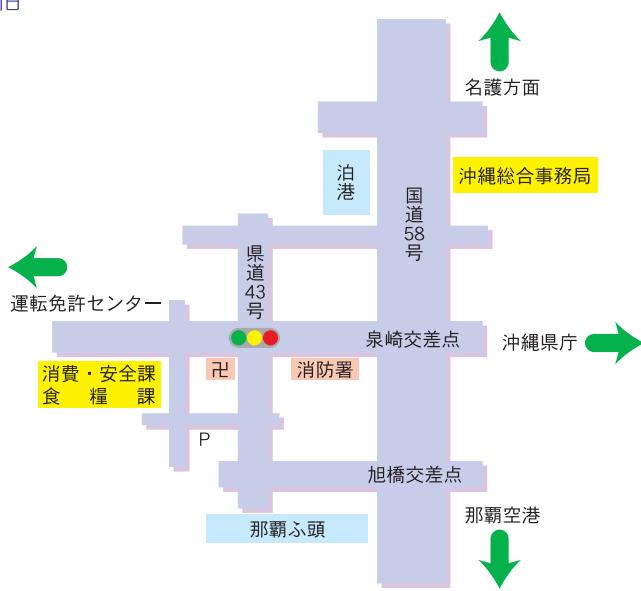
### ■消費・安全課、食糧課の連絡先について

7月1日の農林水産部組織再編に伴い、消費・安全課及び食糧課が新設されましたので、その連絡先をお知らせします。また、これまで農政課内にありました「消費者の部屋」も消費・安全課内に移転しました。なお、両課とも那覇市西の旧福岡食糧事務所那覇事務所に設置されてあります。

**連絡先**  
〒900-0036 那覇市西2-16-6  
沖縄総合事務局西庁舎  
消費・安全課 TEL 098-866-0156  
FAX 098-866-0671  
食糧課 TEL 098-866-0155  
FAX 098-867-4001



消費・安全課、食糧課案内図



消費・安全課、食糧課を新設

消費・安全課では、消費者に軸足を置いた施策を強力に推進する立場から、生産者と消費者の顔の見える関係の構築、「食」と「農」の一体化等を目指し、食品の安全性の確保、食品の規格・表示の適正化、消費者相談等の業務を行うこととしています。具体的な業務としては、

消費者保護、食育、リスク管理対策の調査等の消費者行政、土壤汚染、農薬等の使用の適正化、飼料の安全性確保、牛のトレーサビリティ等の安全管理業務

JAS法に基づく食品の適正・規格の調査、監視、是正指導等の表示・規格業務等となっています。

食糧課

食糧課では、米穀の生産、流通等業務を中心とした従来の食糧庁（福岡食糧事務所那覇事務所）の業務を引き続き行うことになります。

統計情報組織の再編従来の統計情報業務を統計にする企画・分析機能の強化を図るための統計調査業務と農林水産施

策全般にわたる情報の受発信、農林水産分野のIT化の推進等情報を広報体制の整備・強化に対応する情報業務に分け、組織の再編・スリム化を行いました。

具体的な組織再編の内容は、

統計情報課が統計調査課へ組織変更（那覇統計・情報センターは特集その1でご紹介している「那覇第2地方合同庁舎1号館」に入居します。）

情報センターへ組織変更（那覇統計・情報センターは特集その1でご紹介している「那覇第2地方合同庁舎1号館」に入居します。）

情報業務を農政課に移し替え、業務を拡充等となっています。

各課の業務再編

農政課流通係が担当していた「市場関係及び食品産業」関係業務が農産園芸課食品産業係（新設）の担当となりました。

畜産課畜産経済係が担当していた「家畜衛生及び流通飼料」関係業務が消費・安全課畜産安全係の担当となりました。

農政課に情報班が設置され、從来統計情報課が担当していた情報業務を行うとともに、調査広報業務の拡充が図られました。

## ■ 那覇統計・情報センター移転のお知らせ

那覇統計・情報センター（旧 那覇統計情報出張所）が7月28日より現在の天久地区よりおもろまちの那覇第2地方合同庁舎に移転します。なお、電話及びFAX番号はこれまでと変更ありません。

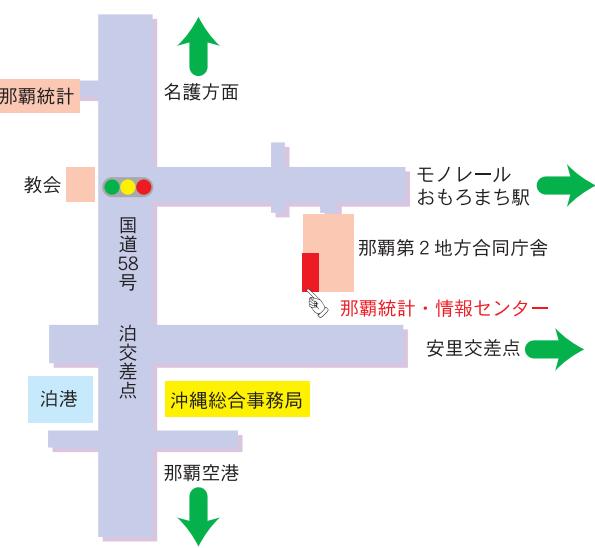
新庁舎の連絡先

〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号  
那覇第2地方合同庁舎(2F)  
TEL 098-868-1223  
FAX 098-868-1915

▼那覇第2地方合同庁舎



那覇統計・情報センター案内図





## 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行について

最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況にかんがみ、公正な競争の確保による一般消費者の利益の一層の保護を図るため、合理的な根拠なく著しい優良性を示す不当表示の効果的な規制、都道府県知事による執行力の強化等を内容とする「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案」が、本年5月16日に成立、同月23日に公布されました。下記2及び3については本年6月23日から施行され、1については本年11月23日から施行される予定です。

### 改 正 法 の 概 要

#### 1 合理的な根拠なく著しい優良性を示す不当表示の効果的な規制（第4条第2項）

商品の内容（効果、性能等）について合理的な根拠なく著しい優良性を示す不当表示

（例）①「食事制限なく、1か月で10kg痩せる」との表示にもかかわらず、その表示の裏付けとなる体験談が捏造されていた健康食品  
 ②「電磁波等によりゴキブリ・ねずみを家屋から駆除」との表示にもかかわらず、その表示の裏付けとなる試験結果やデータがない害虫駆除器

##### 【現 行】

不当表示として規制するためには、「実際のものよりも著しく優良と一般消費者に誤認される」ことが要件であるため、事業者が表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していない場合であっても、公正取引委員会が表示どおりの効果、性能等がないことを立証することが必要

〔専門機関の鑑定等が必要なため、その立証に〕  
 多大な時間・費用を要するケースも多い

##### 【法改正後】

①公正取引委員会は、商品の内容（効果、性能等）について著しく優良であると示す表示につき、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠の提出を求めることができる  
 ②事業者が合理的な根拠を提出しない場合には、不当表示として規制

〔：事件処理期間の短縮化  
 〔：消費者被害の拡大の防止〕〕

#### 2 都道府県による執行力の強化（第9条の2、第12条）

（1）不当表示等に対して都道府県知事が行う指示の対象等の拡大  
 （2）都道府県による調査への妨害に対する罰金の引上げ

##### 【現 行】

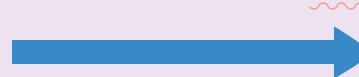
指示  
 ・違反行為の差止め  
 ・訂正広告

##### 【法改正後】

・違反行為の差止め  
 ・訂正広告  
 • 再発防止のための必要事項  
 • 事業者が採った措置等の報告  
 (違反行為終了後も指示可能)

公正取引委員会の排除命令と同等の範囲まで拡大

調査妨害  
 3万円以下の罰金



50万円以下の罰金

#### 3 手続規定の整備（第6条、第8条）

排除命令

告 示

官報掲載

(30日)

＜排除命令の確定＞

⇒確定した排除命令に従わない場合は、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金

処理迅速化のため、告示手続を廃止（併せて関連する手続について整備）



## 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律の施行について

最近におけるサービス産業の発展等にかんがみ、役務に係る下請取引の公正化を図るため、プログラムの作成等役務に係る下請取引を下請代金支払遅延等防止法の対象として追加すること等を内容とする「下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案」が、本年6月12日に成立、同月18日に公布されました。施行は、公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日からとされています（ただし、下記5については、本年7月18日から施行）。

### 改 正 法 の 概 要

#### 1 下請法の対象となる下請取引を、次のとおり追加（第2条）

【現 行】  
下請法の対象

- 物品の製造に係る下請取引
- 物品の修理に係る下請取引

〔経済のソフト化・サービス化、規制改革の進展等に伴い、サービス分野における下請取引の公正化が重要。〕

【法改正後】  
下請法の対象

- 物品の製造に係る下請取引
- 物品の修理に係る下請取引
- 情報成果物の作成に係る下請取引
- 役務の提供に係る下請取引
- 金型の製造に係る下請取引

#### 3 下請取引に際し、親事業者が行つてはならない行為を追加（第4条）

【現 行】  
親事業者の遵守事項

- 「受領拒否」、「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」、「不当返品」、「物の購入強制」等

〔役務の委託取引を対象に追加すること等に伴い、親事業者の遵守事項を追加。〕

【法改正後】  
親事業者の遵守事項

- 「受領拒否」、「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」、「不当返品」、「物の購入強制」等
- 役務の利用強制
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当なやり直し等

#### 2 書面の交付時期に係る規定の整備（第3条）

【現 行】「直ちに」

製造委託等を行った場合は、「直ちに」書面交付。

〔発注時に委託内容等が確定しない取引に対応し、書面の交付時期に係る規定を整備。〕

【法改正後】  
「直ちに」+「ただし書」

製造委託等を行った場合は、「直ちに」書面交付。

「ただし」  
 ①正当な理由で記載内容が定まらない事項は記載不要。  
 ②その場合、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を交付。

#### 4 違反行為に対する措置の強化（第7条）

【現 行】  
勧告の内容

- 原状回復

【法改正後】  
勧告の内容

- 原状回復
- 再発防止措置等

【現 行】公表規定（第4項）

- 勧告に従わない場合に公表

【法改正後】

- 勧告の公表を可能に

#### 5 書面の交付等違反及び書類等の作成・保存違反に係る罪（第10条）並びに検査忌避等に係る罪（第11条）の罰金の上限額を引上げ

【現 行】

- 3万円以下の罰金

【法改正後】

- 50万円以下の罰金

■公正取引室■

電話 098-863-2243 FAX 098-862-4580



## 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(本人確認法)について

**本人確認場面**

取引開始時(銀行等の預金口座の開設、有価証券の売買、保険契約の締結等) 大口現金取引等を行う場合(現

金融機関が公的証明書により顧客の本人特定事項(顧客が自然人である場合は当該自然人の氏名、住居及び生年月日、顧客が法人である場合は当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地)を確認することです。

**本人確認とは**

金融機関が公的証明書により顧客の本人特定事項(顧客が自然人である場合は当該自然人の氏名、住居及び生年月日、顧客が法人である場合は当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地)を確認することです。

**本人確認の方法**

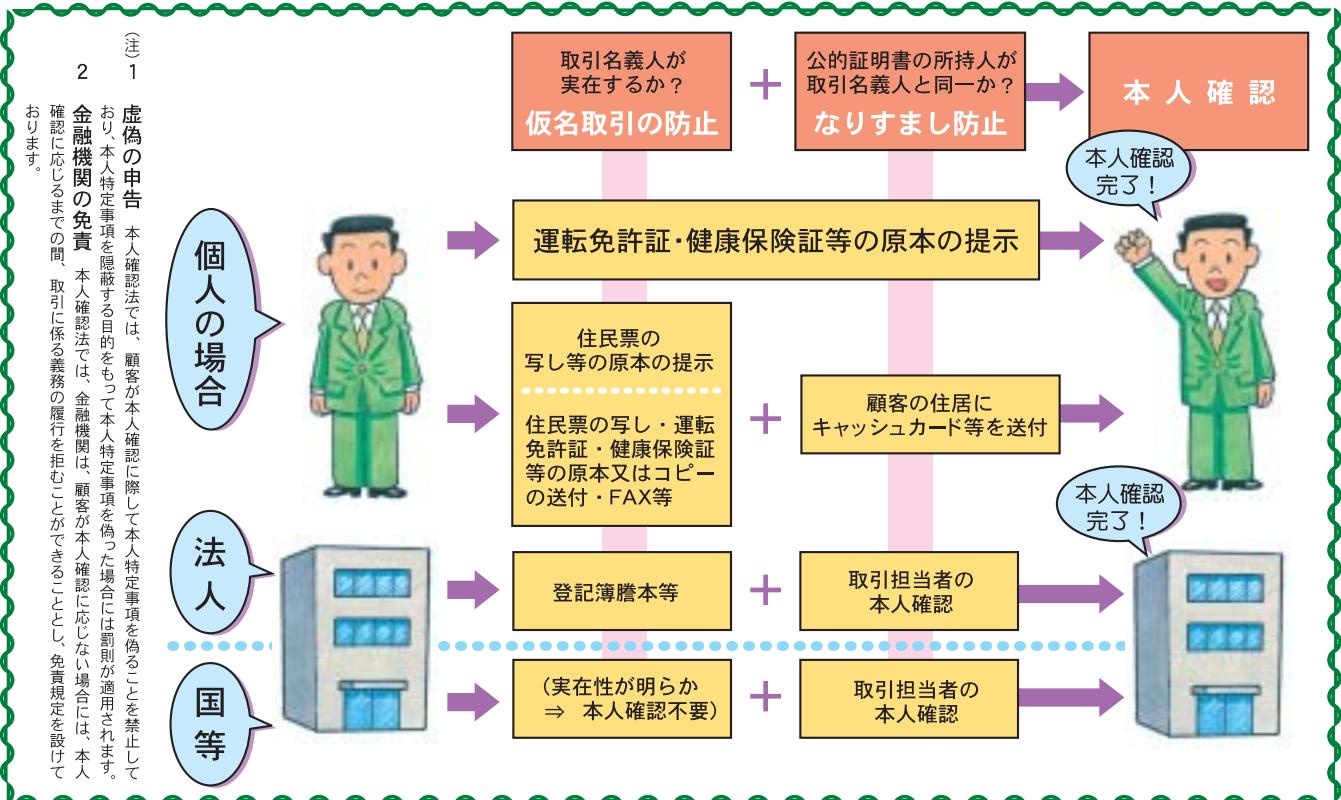
本人確認の方法は、取引名義人が実在するか?(仮名取引の防止)、公的証明書の所持人が取引名義人と同一か?(なりすまし防止)といった観点から、自然人顧客の場合は運転免許証・健康保険証等公的証明書の原本の掲示、法人顧客の場合は法人と実際の取引担当者の双方の本人確認及び登記簿謄本・抄本等の提示が必要となります。

本人確認法は、金融機関の顧客管理体制の整備を促進することで、捜査機関によるテロ資金や犯罪収益等の追跡のための情報を確保し、金融機関がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等を防ぐことを目的としています。(平成十五年四月二十六日公布、平成十五年一月六日施行)

金等による一百万円を超える取引) 本人特定事項の虚偽告知・名義人へのなりすまし等の疑い) がある顧客との取引等を行う際

### 対象金融機関

本人確認法では、規制の抜け道をなくすため、銀行、証券会社、保険会社、郵便局等、金融機関に幅広く本人確認が課せられます。



お問い合わせ先: 金融庁 総務企画局企画課 TEL. 03-3506-6000 (代表) <http://www.fsa.go.jp/>

# 管内経済情勢報告

平成15年6月、財務部では管内経済情勢報告を次のとおり取りまとめました。

## 財務部



概況

最近の管内経済情勢をみると、個人消費は、底堅く推移している。公共事業、住宅建設は前年を上回っている。また、十五年度の設備投資は前年度を下回る計画となっている。

観光は高水準で推移している。

こうした中、企業活動をみると、生産は一部に動きがみられるものの、全体として低調な動きとなっている。十五年度通期の企業収益は、増益見通しなくなっている。企業の景況感は、現状は「下降」超に転じているものの、先行きは「上昇」超に転じる見通しとなっている。

なお、雇用情勢は依然として厳しい状況にあるものの、改善の動きがみられれている。

このように、管内経済は、一部に厳しいさは残るもの、観光は高水準で推移しており、全体として持ち直しの動きが続いている。

個人消費をみると、百貨店は引き続き大型スーパー出店の影響などから前年を下回っているものの、主要スーパーは新規出店効果の持続などもあって、主力の飲食料品が堅調なことから前年を上回っているほか、コンビニエンスストアも前年を上回っており、底堅い動きとなっている。

耐久消費財では、家電製品販売はテレビ等は好調なもの、OA機器等が低調なことから前年を下回っている。自動車販売は、新車販売は小型乗用車や軽自動車が好調な動きを続けていることから、前年を上回っているほか、中古車販売は前年並みとなっている。

このように、個人消費は、底堅く推移している。

観光をみると、観光入込客数は、外国客の大大幅な減少により4月では前年を下回

回っているものの、引き続き高水準で推移している。  
主要ホテルの客室単価、客単価は前年を下回っているものの、客室稼働率は前年を上回っている。  
観光関連施設の入場者数は、高水準である入込み客や、美ら海水族館の効果から前年を上回っている。  
このように観光は高水準で推移している。  
**住宅建設**を新設住宅着工戸数でみると、持家、分譲住宅で前年を下回っているものの、貸家で前年を大幅に上回っていることから、全体では前年を上回っている。新設住宅の着工床面積も前年を上回っている。  
資金別の着工戸数では、民間資金、公的資金ともに前年を上回っている。  
**設備投資**をみると、十五年度は、製造業で前年度を上回っているものの、非製造業で前年度を下回っていることから、全産業では前年度を下回る計画となつている。  
**公共事業**を公共工事前払保証請負額でみると、市町村で前年を下回っているものの、国、県等で前年を上回っていることから、全体でも前年を上回っている。  
**生産活動**をみると、建設資材関連では、アルミニ型材、生コン、セメント、構鋼ともに前年を下回っている。  
また、食料品では、発泡酒、食肉加工品、泡盛は前年を上回っているものの、ビール、パン・めん類が前年を下回っている。  
このように、生産活動は一部に動きがみられるものの、全体としては低調な動きとなっている。  
**企業収益**（石油、電気・ガスを除く）をみると、十五年度上期は、製造業、非製造業とも「増益」とみていることから

全産業でも「増益」見込みとなっている。十五年度(下期)は、非製造業でわずかながら「減益」とみているものの、製造業で大幅な「増益」とみていることから、全産業では「増益」見通しとなっている。十五年度通期は、製造業で大幅な「増益」とみており、非製造業でも「増益」とみていることから、全産業でも「増益」見通しとなっている。

**企業の景況感**をみると、現状(十五年四~六月期)では、製造業で「下降」超幅が縮小しているものの、ウェイトの高い非製造業で「下降」超に転じていることから、全産業では「下降」超に転じていている。

なお、先行きは、製造業で「下降」超幅が拡大するものの、ウェイトの高い非製造業で「上昇」超に転じることから、全産業では「上昇」超に転じる見通しとなっている。

**企業倒産**をみると、件数、負債金額ともに前年を上回っている。

**雇用情勢**をみると、完全失業率は依然として高水準で推移している。

有効求人倍率はやや改善の動きがみられる。

新規求人数、県外からの受求人数は増加を続けている。

また、就職件数も増加を続けている。

このように、雇用情勢は依然として厳しい状況にあるものの、改善の動きがみられる。

**消費者物価**をみると、交通・通信や保健医療などで動きがみられるものの、被服及び履物など多くの費目で下落傾向にあることから、全体でも引き続き弱含みでいる。

金融面をみると、設備資金、運転資金ともに前年を下回っている。

農産品を野菜・果実の出荷量、出荷額

表-1 個人消費…底堅く推移している

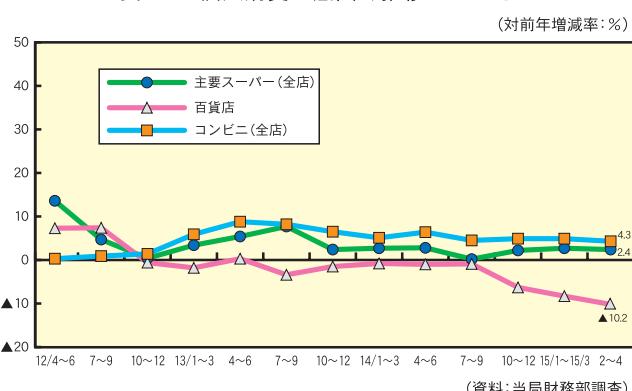
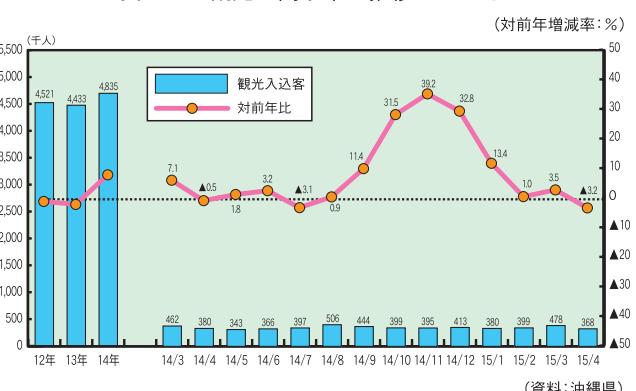


表-2 觀光…高水準で推移している



## 経済産業部



平成十四年七月三日、政府は今後の我が国の国家戦略となる知的財産戦略大綱を策定しました。この大綱は、現在の我が国の厳しい経済情勢を踏まえ、より附加価値の高い知的財産を創造し、それを保護・活用しながら我が国が経済を活性化していくことについての方針をまとめたものです。今後は、この大綱を基に各省庁の施策が決定・実施されていくことになります。

大綱の中で特に重要な位置を占めているのが、青少年への知的財産教育普及の推進です。将来の知的財産創出の担い手となる子供達が、早い段階から、知的財産の重要性に目を向けてもらい、かつ、素晴らしい発明やアイデアを生み出す柔軟な発想を持つよう育つてもらうことをねらいとしています。

経済産業部では、知的財産権教育普及事業の一環として昨年度実施した「高校生向けの知的財産権教育普及出前授業」に引き続き、今年度は「小学生向けの知的財産権教育普及出前授業」を実施して

## 小学生向け出前授業！

普及事業の推進

います。

授業内容としては、子供達に受け易く、また楽しくなることを心掛けました。

知的財産権という言葉からくる堅苦しいイメージを無くし、マンガ「ドクタースランプアラレちゃん」を題材に、発明の重要性について分かり易く解説したビデオの上映や、実際に子供達に作品（おもちゃ）を作つてもらつたりして、楽しく授業を行つてています。

今年は、県内の四小学校にて五回の授業を行う予定でいますが、将来は、より多くの小学校でこの出前授業を実施していきたいと思っています。

そして、この授業を通して、沖縄から一人でもノーベル賞を受賞した田中耕一さんのような素晴らしい人材が育つってくれること、また、子ども達に明るい未来がやって来ることを期待しています。

知的財産とは..研究や発明な

ど人間の頭脳活動から生まれた成果のことを言う。



<実施状況及び予定表>

実施済	6月10日	小禄南小学校	4年3組	30名
	6月12日	琉球大学附属小学校	4年2組	39名
	6月17日	久茂地小学校	6年1組	22名
	6月17日	久茂地小学校	6年2組	24名
実施予定	9月中旬	北玉小学校	4年	29名



授業で使用したビデオ



講師の話に耳を傾ける児童達



作品を真剣な眼差しで作る児童達



## 中小企業の事業再生の支援について

最近の我が国の中小企業を巡る景況は、生産が低下傾向で推移し、資金繰りが厳しいなど厳しい状況が続いております。また、中小企業の倒産件数が高水準で推移するとともに開業率が廃業率を下回る状況が続いており、経済の新陳代謝機能が低下していると考えられております。

このような経営環境の悪化しつつある中小企業の事業再生に関する施策を総動員できる体制を整備し、各地域の実情に応じたきめ細やかな中小企業の再生への取組みを支援するため、那覇商工会議所「沖縄県中小企業再生支援協議会」が本年4月に設置されました。

同協議会事業は、47都道府県に各1協議会づつ設けることとなっており、産業再生機構や整理回収機構とも連携して事業を進めることとしております。

中小企業の皆様の再生を支援しておりますのでどうぞお気軽にご利用ください。

**ご相談にあたって**  
**相談無料・相談事項の秘密は厳守します**  
(とにかく、事前にご予約のうえ、お越し下さい)

相談の相談状況に際して相談などをお聞きさせていただくとともに、必要な資料の提出をお願い致します

お申し込み時にご利用する主な内容

- 会社概要(創立・設立、業種、従業員数等)
- 財務状況(直近3ヶ月の財務諸表)
- 直近の経営状況(資金繰り表、損益・財務諸表を含む)
- 取引会社(顧客)・専門家との取引状況(借入金額等)
- 会社の組織図(会社の体制、人材等の配置)
- 現状に至った経緯
- 企業再生に向かっての希望(何を実現してほしいのか)
- その他の必要と思われる項目

**再生支援の流れ**

第一段階 対応(再生支援窓口)  
専任の窓口担当者が相談コンサルタント等が窓口としています  
資料拜見の上、経営企画についてヒヤリングを行います

**抱える課題の抽出・経営相談**

**各種アドバイス**

- 経営の改善・改善セミナーの紹介
- 経営革新・事業再構築  
(倒産申請、本部清算、持分清算、新規事業、合併・買収等)
- 金融セカンドフィニッシュ制度  
(倒産復活、再建手続)
- 不正競争取扱の早期見直し  
(規約改正、会社更生)

**紹介**

- 連携支援機関
- 商工労働省・商工労働
- 沖縄中小企業支援センター
- 沖縄県中小企業支援センター
- 中小企業金融審査課
- 沖縄県財務課

**第二段階 対応(総括支援チーム)**

**具体的支援(個別)**

- 経営改善・改善計画の具体的な検討支援
- 連携の専門家(専門知識の中小企業診断士・弁護士・会計士・税理士等)による会議
- 経営改善・改善計画の立案支援・事業の対外的発展に必要な計画・マーケティングの支援
- 経営改善・改善計画のフォローアップの支援

**沖縄県中小企業再生支援協議会のご案内**

**事業再生を目指している中小企業のみなさまへ**

【ご相談はできるだけお早めに】

早いのご相談が再生への第一歩です  
当協議会の紹介・内情をご理解の上  
おいでにご活用下さい。

**ご相談対象企業**

経営上(特に財務上)の問題を抱えているが  
再生の可能性が高く、相談窓口を検討中の  
事業再生を志す企業

【沖縄県内全域の中小企業】

問合せ  
- お電話相談は平日午後1時から5時、週末の祝日除くとお  
問い合わせ窓口担当者、専門の専門家担当者が窓口として  
おいでに在籍  
- 事務作業の担当者は平日午後5時まで、日替わりで会員登録  
会員登録料金の確認を行っている場合  
- お問い合わせ窓口担当者  
- 会員登録料金の確認料金  
- 会員登録料金の確認料金

**お問い合わせ窓口**

沖縄県中小企業再生支援協議会  
〒900-0033 石垣市久我3丁目2番12号  
那覇商工会議所ビル内3階  
TEL. 098-868-3760 FAX. 098-868-3770  
(内線63、通話料)

沖縄県中小企業再生支援協議会は  
監査の専門家を受け、那覇商工会議所内に設置された「沖縄県中小企業再生支援窓口」を設けて、お問い合わせ下さい

中小企業再生支援協議会 TEL. 098 - 868 - 3760 (担当: 吉村)

15 Muribushi July 2003

## 農林水産部



食肉センター全景

沖縄北部特別振興対策事業の一環として、名護市において平成十二年度から整備を進めていた「名護市食肉センター」がこのほど完成し、去る六月二十一日同市二十一世紀の森屋内運動場において、細田沖縄及び北方対策担当大臣、成田沖縄総合事務局長、稲嶺沖縄県知事、岸本名護市長等、多数の関係者が出席して落成式が開催されました。

畜産は北部地域における重要な産業であり、同地域における農業産出額の四割を畜産が占めています。中でも豚の飼養頭数は県内の四割を占めており、今後もこの傾向は続くものと思われます。

同センターの総事業費は三十億五千万円で、新たな衛生基準をクリアすると畜・解体処理室、枝肉冷蔵庫、部分肉加工室等の施設が整備され、処理能力は一日あたり豚六百頭、山羊八頭、牛五頭で、消費者が求める安全で品質の高い食肉の生産や流通に果たす役割は大きなものがあります。

式典に先立ち、施設案内や関係者によるテープカットが行われた後、落成式典・祝賀会が催され、細田大臣、北村副大臣、稲嶺知事から来賓として祝辞があり、その中で細田大臣は「同センターは沖縄の安全・安心な食を担う施設であります。畜産は北部の重要な産業であり、豚や山羊の生産振興や雇用確保に寄与するものとして大いに期待しております。」と述べました。



テープカットの様子



「式典に先立ち、施設案内や関係者によるテープカットが行われた後、落成式典・祝賀会が催され、細田大臣、北村副大臣、稲嶺知事から来賓として祝辞があり、その中で細田大臣は「同センターは沖縄の安全・安心な食を担う施設であります。畜産は北部の重要な産業であり、豚や山羊の生産振興や雇用確保に寄与するものとして大いに期待しております。」と述べました。」



祝辞を述べる細田大臣

# 北部振興事業で名護市食肉センターが完成



国土交通省では、去った六月一日から六月三十日までの一ヶ月間を「不正改造車を排除する運動」の重点期間と定め、「ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン」と連携しながら、関係省庁、自動車関係団体等と協力して本運動を全国的に展開しました。

近年の交通事故の発生状況および大都市地域における自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となつていて、特に暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、道路交通の秩序を乱すとともに、環境悪化の要因ともなっています。本運動は、道路交通の安全確保、公害防

止を図るための施策の一環として平成二年度から実施されているものです。

運輸部においても本運動を推進するため、沖縄県警察本部、県内自動車関係団体等の協力を得て、ラジオのスポット放送、市町村広報誌への掲載依頼、新聞への掲載、ポスター等の掲示及びチラシの配布を行うとともに、先島を含む県内四ヶ所において街頭検査を行いました。同期間中における検査結果

は、別表のとおりとなっています。これら違反車両のユーザーに對しては、「整備命令書」を交付す

るとともに、今回の法改正により新たに導入された「整備命令標章」を當該車両の前面ガラスに貼付しました。

自動車は、その安全性の確保及び公害の防止を図るため、構造、装置及び性能について必要最小限の技術基準（道路運送車両の保安基準）が定められていますが、国等の行う検査を受けた後に保安基準に抵触する不正改造を行うユーザーが後を絶たないことから、これらの不正行為に対する規制を強化するため平成十四年に道路運送車両法の一部が改正され、本年四月一日に施行されました。

本運動期間中の街頭検査においては、特に、

クリアレンズ等不適切な灯火器貼付による視認性、被視認性のマフラーの交換等による騒音の燃料ポンプ封印の取り外し等に

に重点を置いた検査を行いました。同期間中における検査結果

#### 運動期間中の街頭検査結果

実施回数	出動員数	検査車両数
6	163	871
整備不良車両数	不正改造車両数	整備命令件数
88	98	74



ディーゼル黒煙の検査



整備命令標章



クリアレンズ等不適切な灯火器の取り付け

## 農林水産部

### 石垣統計情報出張所が出前授業を開催

石垣統計情報出張所（現：石垣統計・情報センター）では、子供たちの農林水産業に対する理解を深めるために、中学生向けのパンフレット「日本最南端・西端の農林水産業」を作成しました。このパンフレットは、八重山地域の農林水産業の概況のみならず、中学生への農林水産業に対するアンケート結果や一問一答、若者に贈る言葉「夢のある水産業を目指して（沖縄県漁業指導士：池田元）」「砂糖作りの歴史から学ぶサトウキビ生産（石垣島ファーマー代表：入嵩西正治）」を収録しています。

6月19日には、石垣市立大浜中学校の総合学習の一環として、2・3年生の約250名を対象にパンフレットの内容についてパソコンで説明する出前授業を行いました。中学生からは「さとうきびと水稻（米）はどちらが儲かるのですか」といった鋭い質問が出され、また、「今の石垣の農業等の状況をちゃんと知ることができたのでとても役に立ったと思う」「農林水産業は、ただ作物を作っているだけじゃないんだと分かった」などといった感想が聞かれました。

先生からは「パソコンを使いスマートで分かりやすい講演でした。質問形式で進めていったことも、生徒達の興味を引く工夫であったと考えます」の感想がありました。



## 財務部

### 【証券取引等監視委員会野田委員による講演会の開催】

証券取引等監視委員会では、個人投資家の保護を監視委員会の目標として掲げ、そのために個人投資家との連携、個人投資家の自衛努力の支援策として、個人投資家との意見交換会の開催を各財務局で実施しています。

今回、沖縄での開催を個人投資家との意見交換会という形式でなく、投資家教育という観点から、さる5月28日に沖縄大学で講演会を開催しました。

当日は、証券取引等監視委員会の野田委員により「証券取引等監視委員会の活動について」というテーマで監視委員会の活動状況、活動方針の説明、投資家が特に注意すべき取引についての具体的な事例を踏まえた講演が行われました。

講演会には、沖縄大学法経学部3年次のテーマ演習受講の学生を中心に、金融機関、一般投資家など約70名の出席者が熱心に聴講しました。

監視委員会として、大学での講演は初めての試みであり、今後、広島大学、神戸大学で講演会の開催を予定しています。



## 総務部

### 第3回国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る現地連絡会議について

平成15年6月18日「第3回国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る現地連絡会議」が万国津梁館で開催されました。

現地連絡会議は、平成12年6月の「国際会議等各種会議の沖縄開催の推進について」（閣議了解）に基づき内閣府に設置された「各省庁連絡会議」基本方針により、関係省庁出先機関、沖縄県並びに沖縄県内の関係機関の連携強化と国際会議等の受入の円滑化を図るため、平成13年1月に設置されました。

第3回国際会議は、イラク情勢の影響等により、国際会議の誘致に支障が生じないよう引き続き推進を図ることとした「第6回国際連絡会議」を踏まえ、現地の連携強化を図る目的で開催されました。

当日は、影山総務部長の挨拶の後、当局から「向こう5年間の国際会議等の開催計画」及び「各省庁担当者による現地視察・セミナーの実施」について、沖縄県から「最近の沖縄観光の現状」についての報告が行われ、会議終了後、万国津梁館の館内視察が行われました。



## 運輸部

### 陸運及び観光関係功労者を表彰

去る5月15日、沖縄ハーバービューホテルにおいて、関係者多数の出席のもとに、平成15年度陸運及び観光関係功労者の沖縄総合事務局長表彰が行われました。

本表彰は、県内において自動車運送事業、自動車整備事業等の陸運関係事業及び観光関係事業に従事する役員、従業員で、当該事業に対する功績が顕著であった者、また、永年にわたり業務に精励し、勤務成績が優秀な者に対し毎年行われるものであります。

今回の受賞者は、役員12名（トラック事業3名、自動車販売事業1名、自動車整備事業8名）、一般従業員4名（バス事業4名）、団体従業員1名（沖縄県自動車整備振興会1名）、運転者7名（バス事業2名、タクシー事業5名）の計24名の方に対し、局長から永年の功績に対する表彰状が授与されました。

また、受賞者代表から、なお一層業務に精励し、社会の信頼に応えられるよう精進したいとの謝辞がありました。



## 開発建設部

### 水源地ミュージカル「リバーヘッド」を開催

6月4日～6日の3日間、沖縄本島内3主要都市（沖縄市・那覇市・名護市）で水源地ミュージカル「リバーヘッド」沖縄公演を実施しました。

このミュージカルは、水源地と消費地の人々が一緒に「水はどこから生まれるのか」「水を守るのはだれか」などを楽しみながら学び、そして「水の大切さ」について改めて考える機会になれば誕生したミュージカルです。

当日の来場者は3会場とも約1千名程度の皆様にお越しいただき、名護市民会館では立見が出るほどの大盛況でした。

公演では、小学生の子供達からおじいさん・おばあさんまで幅広い年代層の皆様にミュージカルを楽しんでいただき、「感動した」「水の大切さを改めて感じた」「このような機会をまた楽しみにしている」などの言葉が多く聞かれました。

“アマダイミジ ヤショウユ チケー  
“雨垂水は醤油使い( )”  
の精神を忘れずに、今後とも多くの手段を使って県民の皆様と協働し「水を大切にする社会づくり」を目指して行きたいと考えています。

沖縄のことわざ：意味 [雨水はいつでも降るものでなく、日照りが来ないと限らないから醤油を使うようによくよく用心し、大切に使わなくてはいけない] という戒めの言葉。



## 経済産業部

### 沖縄デジタルアーカイブ「Wonder沖縄」運用開始式典

沖縄が有する豊かで魅力ある風土、文化遺産等の情報をデジタル保存し、インターネット等により情報発信を行う「沖縄デジタルアーカイブWonder沖縄」の運用式典が、去る6月10日、北谷町美浜メディアステーションにおいて、沖縄県知事をはじめ内閣府や経済産業省他から多数の来賓を迎えて挙行されました。

本事業は、沖縄の様々な情報をデジタル保存し、次代に継承することを目的に、歴史、自然等6分野のエレメントコンテンツ（各分野の情報）及び世界遺産、沖縄の自然、海底遺跡の3分野からなる大規模展示用コンテンツ等をインターネット、DVD、大規模映像展示システム等で提供するものです。これは、総Web数1万ページ以上、高精細デジタル映像10時間以上にもなり、制作には、延べ500名以上、81社（県内企業57社）が参加しました。今後、内外に向けた沖縄のPR効果が期待されるところです。

なお、Wonder沖縄は、6月10日よりインターネット（<http://www.wonder-okinawa.jp>）で配信され、大規模展示用コンテンツは、北谷町メディアステーション内スタジオ、首里城公園レストセンター、銀座わしたショッピングにおいて上映されています。



沖縄本島北部の「やんばる」と呼ばれる一帯は自然の宝庫だ。最高峰でも標高五百三メートルの与那霸岳。本部半島は別として、東西の幅は十キロ前後にすぎない。にもかかわらず、森林、草花、動物、昆虫と豊かな生態系を抱えてわれわれを楽しませてくれる。そんなやんばるに魅せられて、月に一、二回通うようになったのは、那霸に着任してから間もない二年前だった。もともと山歩きが好きで、関東では丹沢や奥多摩に遊ぶことが多かったが、こちらであらためて目を開かれた思いがする。

初めは友人たちと森林に分け入り、無人の浜でゆったりとした時を過ごした。ベテランガイドが案内する川上りツアーも経験した。ここ一年余りは山歩き同好グループの一員としての活動が主体になってきた。

つい先日は、東海岸北部の安田川を歩く機会があつた。同好グループの仲間とともに、海岸にほど近い橋のたもとから流れに入り、さかのぼること約六時間。

物、昆虫と豊かな生態系を抱えて  
われわれを楽しませてくれる。  
そんなやんばるに魅せられて、  
月に一、二回通うようになったのは、  
那覇に着任してから間もない  
二年前だった。もともと山歩きが  
好きで、関東では丹沢や奥多摩に  
遊ぶことが多かつたが、こちらで  
あらためて目を開かれた思いがす  
る。

シーソン 中、人々が数珠つなぎになる尾瀬湿原の木道に象徴されるよう、本土では大量の訪問者から自然を守るために登山道が整備さ

A photograph of a waterfall in a lush green forest. The waterfall flows down a rocky cliff into a pool of water. The surrounding area is dense with green foliage and trees. The water is clear and reflects the surrounding greenery.

一キロほどを分担して、倒木の片付けなどをしていたと記憶する。自分自身、やんばるとの付き合い方を考えさせられることが多いハイカーのひとりだ。沖縄総合事務局には、林道や砂防ダムなどの開発について、県民や観光客が貴重な自然を末永く楽しめるように、ローラインパクトなやり方を追求してほしいと願つてやまない。

かつて米国でハイキングクラブに所属していたが、印象に残つていることがある。ボランティアによる登山道の整備だ。長大なアパラチアン山地の登山道を分割、一定区間にについて地域ごとの山岳会が責任を負う。それぞれの会員が

今回の川歩きでも感じたことが、台風による倒木やがけ崩れなどをいかに修復するか、役所に任せておくだけいいのかとも思う。

---

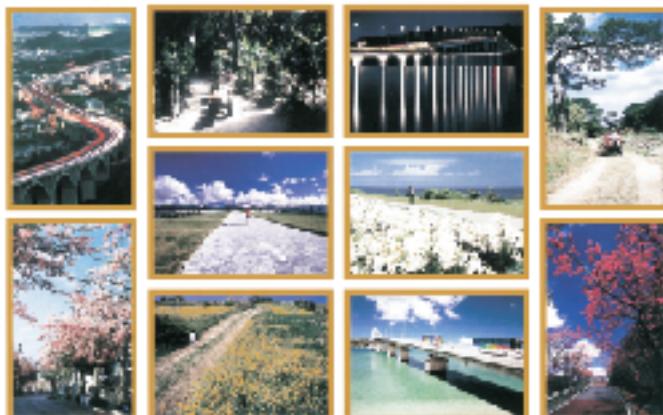
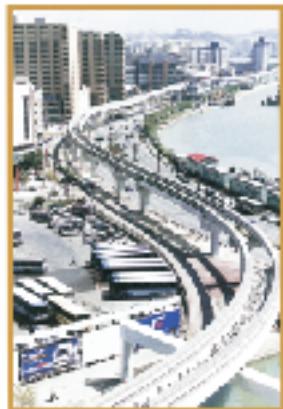
Muribushi July 2003 20

## 第12回写真コンテスト



# 沖縄の道

Roads Is Okinawa The 12th Photo Contest



道は何かを語りかけてくる、さあ写そう、進すな、感性のシャッターチャンス!

## 応募要領

### ■対象「沖縄県内のみち」■

#### 【課題例】

- トンネルや橋など風景にマッチしたみち。
- 植栽や歩道等景観に配慮したみち。
- 地域のコミュニティの場として人々がふれあうみち。
- 歴史、文化を感じさせるみち。
- 祭り、イベント、行事等が行われているみち。
- その他、(沖縄をイメージさせる道路及び季節を感じさせる道路)

### ■応募規定■

- 応募作品サイズは、キャビネ版カラープリント又は白黒プリントに限ります。
- 応募資格は沖縄県内在住する人を対象とします。
- 応募枚数は1人3点迄とします。
- 1年以内に撮影した未発表の作品とします。
- 入賞作品の著作権は主催者に帰属し、広報用(カレンダー等)に活用させていただきます。
- 応募作品は返却致しませんのでご了承下さい。
- 入賞作品について原版(ネガorポジ)の提出をしていただけます。

### ■応募の方法■

応募票に題名、撮影場所、撮影年月日・作品の簡単なコメント、撮影者の氏名、住所、電話番号、職業等を明記し、作品の裏に貼り付けて下さい。

※応募票は自作のものでも結構です。

### ■応募締切■

平成15年9月30日(火) 消印有効

### ■応募先及び問い合わせ先■

〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客4丁目18-1

□ (トヨタマイカーセンター4階)

□ (社)沖縄建設弘済会

「沖縄の道」写真コンテスト係  
TEL(098)879-2087

平成四年度に那覇市おもろまちの新都心地区の土地区画整理事業が開始されてから、十年が経過しました。当初、空き地ばかりだった場所に、住宅、マンション、都市公園、商業施設、行政施設などが次々に整備され、複合的な機能を有する街として急速に発展してきました。そのような中、今月号の特集で取り上げていますように、那覇第2地方合同庁舎1号館が完成いたしました。今後は、2号館、3号館と順次整備されることになつており、行政施設の核として、魅力ある新都心地区の発展に貢献するものと思いま

編集後記

## 局報「群星(むりぶし)」

# Muribushi

局報 群星 7月号  
平成15年7月発行 通巻第288号  
編集・発行 内閣府沖縄総合事務局総務部総務課  
〒900-8530  
沖縄県那覇市前島2-21-7  
TEL 098-866-0031・0041(代表)  
FAX 098-869-6656  
ホームページ URL:<http://www.ogb.go.jp>  
E-mail アドレス:koho@ogb.ao.go.jp

群星(むりぶし)とは、沖縄の方言で「昴星(すばる)」のことです。それは、あたかも広大な海域に点在する数多くの島々から成る沖縄を象徴しています。また、群星は沖縄の真上を運行し、昔から農事等の暦としての目安となり親しまれてきました。局報「群星」も沖縄の発展の指針となり、県民に親しまれるようにとの願いを込めて命名し